

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

公益社団法人福岡県社会福祉士会

②評価調査者研修修了番号

S15066, 12-011

③施設の情報

名称：社会福祉法人 古処学園	種別：児童養護施設
代表者氏名：永井 豊充	定員（利用人数）：40名
所在地：福岡県朝倉市秋月野鳥 539	
TEL：0946-25-0516	ホームページ：
【施設の概要】	
開設年月日 昭和 26 年 10 月 8 日	
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 古処学園	
職員数	常勤職員：23名 非常勤職員：5名
専門職員	保育士 11名
	心理士 1名
	栄養士 1名
施設・設備 の概要	(居室数) 35室 (設備等) 防犯カメラ 火災通報装置 夜間照明

④理念・基本方針

理念

カトリックの博愛精神を基盤として、援護、育成あるいは更生の措置を必要とする子どもたちに対して、社会人として生活が出来るよう援助することを基本理念とし、さらに恵まれた自然環境を大いに活用し家庭的雰囲気の中で、可能な限り社会的自立を目標とし、豊かな心、温かい心、思いやりのある心をもって子どもたちの養育を行う。

基本方針

- 1、心の安定を図る
- 2、一人で生活できるように育てる
- 3、すべて高校進学

⑤施設の特徴的な取組

○社会的養護を必要とする児童に施設の小規模化やグループ化を図り、家庭的養育を目指しています。

○地域交流として、「地域の子ども会」「地域のスポーツ少年団」「緑の少年団」等に積極的に参加し活動しています。施設と子どもが地域の行事活動に大きな役割を果たしています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 29 年 5 月 1 日（契約日） ～ 平成 30 年 3 月 25 日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	1 回（平成 26 年度）

⑦総評

◇特に評価の高い点

1. 施設の小規模化と施設機能の地域分散化

○周辺の環境は、山麓に位置する町全体が保存地区になっている旧城下町にあります。国の重要伝統的建造物群保存地区のため、周辺の自然景観、田園風景が調和した閑静な環境です。

○施設は小規模グループ化が推進されており、2カ所のグループケアユニットと地域小規模施設1カ所に分かれて運営されています。女子ユニットは本館に隣接し、男子は地域小規模施設とグループケアユニットの2カ所に分かれ、それぞれの棟には車で移動する距離があります。本体施設のすべてを小規模グループケアにしていくとともに、地域のグループホームに移行しています。また個室化が進んでいます。これは平成23年の社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会によるとりまとめ「社会的養護の課題と将来像」を実現する取り組みとして評価できます。

2. スーパービジョン体制について

○毎月、心理職員及び職員は心理学の専門家にスーパービジョンや個別の相談、助言を受ける体制があります。職員を孤立させない体制づくりや、一人ひとりの職員に養育のあり方の理解や力量の向上が図られています。心理職員も職員に対してスーパーバイザーとして会議等で相談・助言が行われています。

3. 子どもとのかかわり

○毎月1回以上、担当職員と子どもが「1対1」で、1時間程度は何をしても良い自由な時間が設けられています。子どもが職員を独占できる環境を提供しており、子どもによっては、職員との基本的な信頼関係の構築や愛着障害の改善が期待され、普段は遠慮して言えないことを聞き出すなどの効果も得られています。

○入所直後の不安や緊張感を緩和する工夫や、ひと月ほどは担当職員が新入所の子どもを中心に支援し愛着関係の構築に努める取り組みを行っており、そのための職員体制を整えて子どもを迎えています。

4. 「衣食住」生活について

○「衣」は、基本的に身に着けるものは個人の所有であり、子どもたちは季節に合ったものを自由に選んで着用しており、洋服は十分に確保されています。「食」は、子どもの嗜好調査を定期的実施し献立の参考にしています。献立作成にあたっては発育に必要な栄養量を勘案するため、毎月、体重・身長からBMI（肥満や痩せを知る国際的な指標、日本では体格指数と訳される）を測定し、個人栄養量の管理のもとで、食事を提供しています。「住」は、中学・高校生には個室が提供されています。居室は整理整頓され清潔にしています。施設の周囲の運動場や庭も整備されています。

5. 子どもと地域交流について

○小学生を中心とした地域の「子ども会」、「地域のスポーツ少年団（剣道・バスケット）」「緑の少年団」（国土交通省事業）に加入し活動を行っています。定期的な清掃活動や少子化の地域にあって、施設は、PTA 役員、交通指導員の役割、地区総会、一斉清掃の参加や春祭りの練習場および奉献行の場の提供を行い、施設と子どもたちが地域の行事運営に大きな役割を果たしています。

◇改善を求められる点

1. 被措置児童等虐待対応について

○児童養護施設では、体罰や人格を辱めるような行為は絶対に許されないという立場に立ち、「就業規則」等の規定を見直し、虐待や人格を辱める行為等について、厳正な処分を行う仕組みを明記し、職員に周知することが求められます。

2. 職員の資質向上に向けた体制の確立について

○職員の質の向上のために、施設としての「期待される職員像」の明示と、階層別研修やテーマ別研修などの研修計画の策定と実施が望まれます。

3. 標準的な養育・支援の実施方法の確立について

○養育・支援の水準を示した養育・支援の標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識をもって一定の水準の養育・支援を行うことが求められます。

○一般的にマニュアルや手順書等の整備が不十分となっています。

マニュアルは、各ユニットに設置して、職員がいつでも閲覧でき、日常業務に活用できる状態にすること、および、定期的な見直しを行い、変化に対応した内容に整えることが望まれます。

4. 自立支援計画と記録について

○アセスメントの実施と自立支援計画の策定が十分ではありません。

①アセスメントに基づいて子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させること、②自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め実施することが求められ

ます。

○記録は子どもの生活の経過のみでなく、自立支援計画に沿ってどのような養育・支援が実施されたのかが適切に記録されることが期待されています。

5. 権利擁護について

○子どものプライバシー保護に関する規定・マニュアル等の整備、職員に周知するための取り組みが不十分です。通信、面会に関するプライバシー保護や、生活場面等のプライバシー保護について、規定やマニュアル等の整備とともに周知徹底が望まれます。

○職員及び子どもの、虐待や不適切行為の届け出や通告に対して、通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備されていません。施設内での虐待防止の徹底、虐待を行った職員への処分や届出者、通告者が不利益を受けないよう、規程やマニュアルを整備し周知することが求められます。

6. 養育の継続性とアフターケアについて

○家庭引き取りにあたって、家庭復帰後の支援が十分行われていません。措置変更又は、受け入れに当たり、継続性に配慮した対応を行い、家庭引き取りに当たっては、子どもが家庭で安心した生活が送れるよう家庭復帰後の支援を行います。子どもが退所する地域の市町村や関係機関と連携し、退所後の生活の支援体制の構築に努めること、子どもと保護者が相談できる窓口を設置し、子どもと保護者に伝える、子どもや家庭の状況の把握に努め、退所後の記録を整備することなどが求められます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

評価結果を真摯に受け止め、安心安全の生活の居場所のありようと養育の向上に役立て、一層の施設運営に努めてまいります。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 41 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント> ○理念、基本方針は明文化され、職員室への掲示や事業計画に記載されています。職員会議で職員への周知が行われています。 ○グループ会議や職員会議で養育・支援が基本方針に沿っているか話し合いが行われ、基本方針等の周知を図っています。 ○子どもや保護者への周知は入所時の口頭説明のみにとどまっています。子どもや保護者への周知方法の検討が望まれます。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<コメント> ○施設長は児童養護施設長大会や福岡県社会福祉大会、全国児童養護施設長研究協議会などに参加し、社会福祉事業全体の動きや経営状況について把握しています。 ○地域の福祉施設法人との定期的会議や甘木市の子ども未来課との連携で地域の福祉状況に対する把握に努めています。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<コメント> ○グループ会議や施設の整備確認簿等で課題は明確になっており、職員会議で周知しています。 ○養育、支援についてはグループ会議で検討され、人事関係、財務状況は担当から報告を受けることで課題が明確になり、施設長の指導で改善への組織的な取り組みが行われています。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
<p><コメント></p> <p>○事業計画の中に古処学園今後の計画書が策定され、年に1回見直しを行い役員会に報告されていますが、具体的な中・長期計画は策定されていません。</p> <p>○中・長期の収支計画が策定されていないため、計画実行のために収支計画の策定が望まれます。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
<p><コメント></p> <p>○単年度の事業計画は策定されていますが、中・長期計画を踏まえた計画の策定にはいたっていません。中・長期計画の具体化とそれを踏まえた事業計画の策定が望まれます。</p> <p>○事業計画には、基本理念や施設の養育目標・養育支援の方針、事業の目標等の記載があります。しかし、数値目標や具体的な成果などが設定されていないため、評価が難しい状況です。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>○事業計画はグループ会議で職員が意見を出し、リーダー会議や職員会議を経て施設長が総括して策定しています。事業計画の職員への周知は、各ホームに整備している周知連絡事項綴りで行われています。</p> <p>○事業計画の見直しは役員会報告のため年1回行われていますが、年度途中での実施状況の確認と見直しは行われていません。計画の見直しが定期的に行われ、目標達成のための組織的な取り組みが求められます。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>○事業計画の地域行事、クラブ活動、施設行事等については茶話会（子どもとの話し合いの場）で説明を行っています。</p> <p>○子どもや保護者などから事業に対する協力を得られやすいように、主な事業計画の分かりやすい資料を作成するなど子どもや保護者に周知するための取り組みが求められます。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p><コメント></p> <p>○質の向上に向けた取り組みはグループ会議、代表者会議、職員会議で行われています。</p> <p>○第三者評価受審、自己評価実施は職員全員の合議で行われています。その結果の評価、分析は年1回行われていますが、施設として取り組む体制の整備が望まれます。</p>		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>○評価結果の課題についてはグループ会議で検討されていますが、文書化はされていません。</p> <p>○改善策の実行に向け取り組まれています。年1回の評価で、中途での見直しはされていません。評価結果を文書で明確にし、課題解決の取り組みが計画的に行われることが望まれます。</p> <p>○成長アルバム作成に向けた取り組みの開始や、子どもと職員が1対1で過ごし子どもの意向を把握する目的で「1対1」の時間を平成29年4月から取り組んでいます。今後の取り組みの充実を期待します。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p><コメント></p> <p>○施設長の役割や施設の方針については、管理規程、事業計画の中で明確にされ、職員会議で周知されています。</p> <p>○施設長は災害や人権に関する重要な項目は、職員会議で事例をあげ職員に周知しています。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○施設長は遵守すべき法令に関する研修に参加し情報の収集を行い、職員会議で周知しています。虐待や感染症に関する法令については、職員への周知の取り組みはされていますが、それ以外の幅広い分野に関する取り組みが不十分です。</p> <p>○法令に関する一覧表を作成するなどして、子ども支援のための法令や雇用・労働、防災、環境への配慮に関する取り組みが求められます。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>○施設長は養育・支援の現場やグループ会議、代表者会議、職員会議に参加することで評価、指導を行っています。</p> <p>○職員のスーパービジョン実施のため、外部講師による講演を年2回実施しています。講義の内容は人権問題、職員の対応についての課題を主に行われています。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>○施設長は人事、労務、財務の分析を行い、経営の改善に向け課題を明確にしています。</p> <p>○理念、基本方針の実施のため、人員配置（子どもの時間に合わせた勤務）、加算職員の配置など行っています。</p> <p>○職員の意識形成については、職員会議や職員が企画書を提出する時に必ず職員と対話し指導をしています。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>○人材育成のために、リーダー研修、SBI研修(虐待を受けた子どもへの「治療的養育」に必要な知識及び技術習得を目的)など職員に研鑽の機会を作っています。</p> <p>○有資格者(里親支援専門員・家庭支援専門相談員・個別対応職員)の配置がされ、小規模のリーダー職員育成などの計画が立てられています。今後、有資格者の機能を活かした養育・支援の質の向上への取り組みを期待します。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○人事基準(採用・異動・昇格等)については管理規程で定めていますが、期待する職員像についての明文化はされていません。</p> <p>○職員の処遇など人事基準については、職員会議で説明しています。しかし、人事考課制度などの客観的に評価をする仕組みがありません。人事考課制度に向けて、職員の目標などを明記したチャレンジシートを作成し、平成29年4月より実施しています。今後の人事管理体制の構築に期待します。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○施設長は職員の就業に対する意向の把握と残業の減少や勤務体制で過労にならない配慮を行うことで、働きやすい労働環境作りに努めています。</p> <p>○職員の悩み等についてはグループリーダーが対応し、グループ単位で支援する取り組みが行われています。</p> <p>○健康診断は年2回実施され、インフルエンザの予防接種は全額施設補助で実施しています。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○施設長は職員の質の向上を目的に、チャレンジシートの目標決定時や企画書などの提出時に面接を行い、職員の育成に向けた取り組みが行われています。</p> <p>○個人の目標達成については年1回評価する仕組みになっていますが、チャレンジシートは平成29年4月から開始されていますので、今後職員の質の向上につながっていくことを期待します。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	c
<p><コメント></p> <p>○職員の研修は外部研修が中心で、内部研修の計画は作成されていません。</p> <p>○内部研修の方法は外部研修に参加した職員の復命書の回覧や職員会議での伝達研修で行われています。</p> <p>○職員の質の向上のために、施設としての「期待される職員像」の明示と内部研修の充実が求められます。</p>		

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p><コメント></p> <p>○職員の教育・研修は外部研修への参加を中心に行われ、新任職員も全員外部の新任研修に参加しています。しかし、内部研修の研修計画は立てられていません。</p> <p>○施設内研修は外部研修参加者の報告形式で行われていますが、階層別やテーマ別の研修など、職員研修の計画策定と実施が望まれます。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <p>○実習のしおりで実習前のオリエンテーションを実施しています。実習生受け入れに関するマニュアルを作成し、受け入れ態勢の整備が望まれます。</p> <p>○実習指導者は、評価作成時に評価の視点や実習の内容に対する振り返りなど施設長からの指導を受けています。</p> <p>○実習内容の充実のため、実習マニュアルの整備と専門職種に配慮したプログラムの作成などが求められます。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○第三者評価の受審結果や施設の予算については、全国社会福祉協議会や全国社会福祉法人経営者協議会のホームページには公表されていますが、施設のホームページや広報誌には公表されていません。情報公開の取り組みが望まれます。</p> <p>○法人・施設の理念や基本方針、養育支援の内容などの情報を地域に公開し、運営の透明性への取り組みが望まれます。</p> <p>○意見箱は意見や相談だけでなく、嬉しかった項目も入れるように子どもに働きかけています。その結果、多くの投書があり、意見箱が活用されています。</p> <p>○投書された内容については、個人名が特定されない工夫をして子ども会議で公表し、話し合う機会としています。施設の苦情・相談については2ヶ月に1回第三者委員に報告しています。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○事務、経理、取引等に関するルールと職務分掌は経理規程、管理規程等で明確になっています。その内容については職員会議で周知されています。</p> <p>○定期的に公認会計士による経理指導を受けており、内部監査を実施している監査者は税理士資格を持っています。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○地域との交流については、子ども会の役員や地域の役員として話し合いに参加し、地域の行事など準備から関わっています。花まつりなどの地域行事や伝統行事に子どもたちは参加し、練習は施設の敷地内で行われています。</p> <p>○地域との関わりについて基本的な考え方の文書化はされていません。事業計画などに地域の関わりについて明確にし、職員や地域に周知する取り組みを期待します。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <p>○ボランティア受け入れ手続き書で受け入れの基本姿勢は明文化され、受け入れ時は子どもの状況や施設についての説明を行い理解してもらう取り組みが行われています。ボランティアはクリスマス会、理髪、ピアノ演奏などの受け入れをしています。</p> <p>○施設全体で学習システムの公文を導入しているため、学習ボランティアは受け入れしていません。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○学校、児童相談所との定期的な連絡会を行っています。児童相談所との連絡会は6月に支援計画について、8月に子どもとの会議について行われています。</p> <p>○社会資源に関するリストや資料の作成がされていないため、職員周知のためにも作成が望まれます。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	b
<p><コメント></p> <p>○地域の行事は施設の敷地内で子ども会の練習や奉獻行などが行われ、地域の社会資源としての役割が定着しています。</p> <p>○地域の災害についてはハザードマップの確認はされていますが、地域と合同での防災活動までは行われていません。</p> <p>○地域への公演や研修会参加などは、地域会合等で確認していますが、地域からの要望がなく実施されていません。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○施設の方針として子どもと職員は地域の清掃活動や敬老の日の行事などに参加しています。</p> <p>○地域の役員や、子ども会の役員として地域の活動に参加しています。交通指導員として地区の交通安全活動に参加しています。</p> <p>○福祉に関するニーズについては、地域の会合などで話す機会がありますが、地域からの意見や要望は確認できない状況です。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○養育・支援の基本姿勢は、施設長が参加する会議に於いて伝えられ、職員は定期的に「人権防止点検表」をチェックすることや、行政の出前講座を活用して研修を行っています。</p> <p>○子どもの尊重については、年齢差による養育支援の具体的な留意点等を明示し、個々の養育支援の標準的な実施方法に反映することが望まれます。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○施設長は、会議で虐待等のニュース事例を挙げるなど、権利擁護の必要性や周知に努めています。職員同士で気がついた場合は、お互いに注意するようにしています。</p> <p>○子どものプライバシーについての規程、マニュアル等を作成し、それにもとづいた研修等で、職員に周知徹底することが望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p><コメント></p> <p>○入所予定の子どもや保護者等には、入所前の施設および入学予定学校の見学実施や、パンフレット等を渡し丁寧な説明が行われ、入所時の面接で、「情報提供を希望する」保護者等には学校行事等の情報提供を行っています。</p> <p>○子どもには養育・支援内容がわかるように、子どもに配慮した資料をもとに説明を行うことや、保護者に対応した説明資料の作成等が望まれます。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	c
<p><コメント></p> <p>○養育・支援開始及び過程においての具体的な内容説明や、同意を得ようとする取り組みが十分ではありません。また、保護者および子どもが説明を受けることが困難な場合のルール化等の取り組みが求められます。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	c
<p><コメント></p> <p>○措置変更後や退所後の相談窓口および相談方法などについて説明する書面を作成し、他施設や里親等へ引継をする際には、引継文書等を定めて取り組むことが求められます。</p>		

Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	c
<p><コメント></p> <p>○毎月1回以上の「1対1」の時間、茶話会の同席、またグループ会議等、個別に子どもの意向を把握した場合は、ケース記録に記入するようにしています。</p> <p>○組織的・定期的な満足度調査に取り組むことが求められます。子ども・保護者の視点で、満足度の向上を目的とした生活全般に係る状態等を把握する仕組みを整え、満足度調査結果を分析・検討したうえで、具体的な養育支援の改善に役立てる仕組みが求められます。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント></p> <p>○日頃から子どもたちはうまくいったこと、楽しいこと、困ること等を意見箱に入れるよう話をすることで、多くの意見が入っています。</p> <p>○苦情の解決において、子どもの意向として、月1回の話し合いの場で公表するかどうかを聞いているようですが、殆どの子どもが「公表しない」を選択していることについて、公表のあり方を含め、養育・支援の質の向上のための仕組みとなっているか、再検討が望まれます。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p><コメント></p> <p>○毎月の「1対1」の時間は話をしたり、ゲームをしたりと自由に過ごすなど、子どもが職員を独占できる環境を提供しており、担当職員は日頃から信頼関係、愛着関係を醸成するよう努めています。</p> <p>○子どもの相談・意見に関しては、複数の方法や話しやすい相手を自由に選べることなどをわかりやすくした文書を作成して説明する等、更なる取り組みが期待されます。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>○茶話会やグループ会議、子どもと2人で過ごす「1対1」の時間等に子どもの意向について把握することや、意見箱等で子どもの意見、要望、提案等を把握する機会があります。</p> <p>○対応マニュアルの策定を行い、要望に対する具体的な検討・対応方法、子どもへの経過と結果の説明と時期等、内容別に具体的な記載がある公表の方法等を確立させることが望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <p>○施設の事故事例はありません。会議等で、報道された事故等を取り上げ、職員に注意を喚起し、安全確保・事故防止を図っています。外部侵入者防止には、防犯カメラを設置し、施設の遊具・備品・設備等の整備状況は毎月チェックされ、点検簿に記入されています。服薬等は、鍵のかかる部屋に保管されています。</p> <p>○養育・支援の場では、直接事故にならなかった場合でも、職員の「危険への気づき」、ヒヤリハット等を収集し、改善に向けた対策を行う等、子どもの安心・安全に配慮した取り組みが求められます。</p>		

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○感染症予防研修会に担当が参加し、職員には会議で報告が行われています。感染症の予防や安全確保のために、研修の充実が望まれます。</p> <p>○感染症対応マニュアルは予防策と発生時の両面に対応し、定期的な評価・見直しが必要です。内容も常に新しい情報に更新して適切な対応を図ることが求められます。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○周辺に居住する住民がほとんどなく、協力を得るのが困難な中、災害発生時の対応訓練を積極的に行っています。</p> <p>○災害時の子どもおよび職員の安否確認の方法、出勤基準等を確立し、全職員が周知する取り組みが不十分となっています。</p> <p>○非常食、備品はまとめて隣接の倉庫に保管されていますが、保管場所は、実際の災害に使用できるように、普段生活している施設内に備蓄されることが望まれます。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。	c
<p><コメント></p> <p>○職員は、会議等において頻繁に話し合うことによる共通理解や共有を行い養育・支援を行っています。</p> <p>○施設が目指す養育・支援について、一定の水準を満たすための標準的な実施方法を文書化し、日常業務に活用できる状態にすることが望まれます。更に職員に周知徹底するための方策を講じることが求められます。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
<p><コメント></p> <p>○養育・支援の実施については適宜会議等で話し合いがあり、共通理解をしていますが、標準的な実施方法による業務マニュアル等の整備が求められます。</p> <p>○標準的な実施方法を文書化した後、職員が共通理解・共通の意識のもとで新たな知識・技術の導入を踏まえ、定期的な見直しの仕組みが求められます。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより養育・支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	c
<p><コメント></p> <p>○児童相談所と援助方針について協議された「自立支援計画」については、定期的に児童相談所に提出されています。</p> <p>○養育・支援開始直後には、事前に把握していた身体状況や生活状況等が実際と異なっている場合もあるため、施設でもアセスメントが行われる必要があります。</p> <p>○適切なアセスメントにもとづく自立支援計画および、子ども一人ひとりについてニーズと具体的な養育・支援の内容等が記載された個別の自立支援計画を作成することが求められます。</p>		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に養育・支援実施計画の評価・見直しを行っている。	c
<p><コメント></p> <p>○児童相談所と定期的な協議に合わせた評価票の作成が行われています。</p> <p>○自立支援計画の策定及び定期的な見直しは、少なくとも半年ごとに行い、必要に応じて随時見直しすることが求められています。自立支援計画の変更にあたっては、PDCA サイクルを継続して実施する仕組みや子どもの意向の確認や同意を得る取り組みが求められています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
<p><コメント></p> <p>○施設の必要な情報は、各種会議や連絡事項の廻覧等で共有され、ケース記録に子どもに関する日常の状況が記載されており職員間で共有化されています。</p> <p>○自立支援計画の実施状況を適切に記録することについては、変化を意識した記録としては不十分となっています。自立支援計画に沿ってどのような支援を行い、その結果として子どもの状態はどう変化したのかについて具体的に記録することが求められます。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p><コメント></p> <p>○個人情報の取り扱いについて、特に肖像権（写真撮影）について子どもや保護者等に説明し同意を得ることが行われています。</p> <p>○個人情報管理規定を備えていますが、個人情報の不適正な利用や漏洩を防止する対策、開示請求に対応できるように、情報開示方法の整備等、改善を行い、職員にも周知徹底が望まれます。</p>		

内容評価基準（41 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
<p><コメント></p> <p>○小規模制であり、日頃からグループごとの職員の間では話し合いや実践の共有等が図られています。</p> <p>○「子どもの尊重と最善の利益の考慮」を明確に示し、職員一人ひとりの倫理観、価値観の違いによる養育・支援に差異を生じないように、職務および責任の理解・自覚を促す具体的な取り組みが望まれます。</p>		

A②	A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	b
<p><コメント></p> <p>○告知にあたっては、児童相談所と相談し、親子のきずな再生事業、自立支援検討会、保護者の意見を聴くなどを経て、基本的に児童相談所が行っています。</p> <p>○子どもの出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに適切に知らせる時期や機会は年齢や発達状況への配慮を行ない、適宜、児童相談所との連携で対応しています。</p>		
A-1-(2) 権利についての説明		
A③	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもの権利について、職員と子どもを対象にした外部講師の講演が行われ、職員には自治体の出前講座を利用し、子どもの権利、児童憲章について等、研修を行っています。茶話会等を通じ、子どもに色々な権利を伝えるようにしています。</p> <p>○施設生活の子どもの具体的な権利について、権利のノート等を活用して、年齢に配慮した説明を行い、自己や他者の権利についての理解も深めていくように取り組むことが望まれます。</p>		
A-1-(3) 他者の尊重		
A④	A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもたちは地域の清掃活動等を定期的に行い、クリスマス会行事は外部からの訪問等がありますが、地域の人口が減少し異年齢方々と交流する機会が少なくなっています。</p> <p>○他者とのふれあいの機会を考慮し、児童養護施設間交流を実施する等、可能な限り実行できるような取り組みが期待されます。</p>		
A-1-(4) 被措置児童等虐待対応		
A⑤	A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	c
<p><コメント></p> <p>○職員は体罰を行わない姿勢で日々取り組み、人権擁護のためのチェックリスト提出を行っています。</p> <p>○体罰があった場合、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰等の方法・程度等、事実確認をする仕組み、及び「就業規則」等の規程に基づいて体罰等に対し厳正な処分を行う等の仕組みが十分ではありません。</p> <p>○就業規則を見直し、厳正な処分を行う仕組みを明記することが求められます。</p>		
A⑥	A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○施設長は、チェックリストを活用して、不適切な関わりの防止に努めており、女子棟には同性職員を配置。個室は施錠できるようになっています。</p> <p>○人格的辱め、心理的虐待などの不適切な関わり防止については、子ども自身が気づいていないことがあります。機会あるごとに自分自身を守るための知識や不審者対策などを具体的に教え、具体例を示して子どもに通報することを学ばせる等の取り組みが望まれます。</p>		

A⑦	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>○虐待が疑われる場合の検証手続き、および虐待が明らかになった場合の対応や手順、通報制度に関する整備、再発防止に向けたマニュアル等の充実が求められます。</p> <p>○こどもが通告した場合に、不利益を受けることのない仕組みで守られていることが理解できるような、説明や分かりやすい資料を作成し、配布、周知する取り組みが期待されます。</p>		
A-1-(5) 思想や信教の自由の保障		
A⑧	A-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	b
<p><コメント></p> <p>○施設で宗教行事、お祈り等は行われていません。施設内で特定の宗教を強制することはなく、子どもや保護者が希望すればその思想や宗教を尊重するようにしています。</p> <p>○入所する子どもや保護者の多様な宗教や宗教行為の意向に対して、施設でどの程度まで子どもの思想や信教の自由に配慮して保証するのか等、今後に向けて施設の取り組みをマニュアル等により明示していくことが望まれます。</p>		
A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑨	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	b
<p><コメント></p> <p>○入所前には施設で自分の部屋、学校に案内し、入所したときの不安や緊張感を緩和する工夫や、1ヶ月ほどは担当職員が新入所の子どもを中心に支援し愛着関係の構築に努めるなど職員体制を整えて子どもを迎えています。</p> <p>○子どもや保護者への対応の手順作成及び定期的な見直しの機会を設けることや、子どもの意向を尊重しながら、今後のことについて説明ができるような取り組みが期待されます。</p>		
A⑩	A-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>○施設では子どもは茶話会で意見要望を出し、グループ会議でまとめて、全体会議で検討されるようになっていました。また、日課や生活プログラムは新学期、学校の長期休みに見直しが行われています。</p>		
A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑪	A-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもたちは地域活動、スポーツ活動、趣味活動等への参加を行い、施設は活動を支援しています。</p> <p>○子どもは何か打ち込むこと、何もしないで過ごすこと、どちらも子どもにとっては意味がある、という考えに立ち、自由な過ごし方についても支援が期待されます。</p>		

A⑫	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b
<p><コメント></p> <p>○年齢に応じた金銭管理や使い方、小遣い帳の記入管理、アルバイトの収入を将来のために貯蓄するなどの支援が行われています。</p> <p>○高校生等は、自活訓練等、自立に向けて一定の生活費の範囲で生活することを学ぶ機会を設け、生活技術、経済観念を身に付ける支援計画等の取り組みが期待されます。</p>		
A-1-(8) 継続性とアフターケア		
A⑬	A-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	c
<p><コメント></p> <p>○家庭復帰のその後の養育の持続性についての相談等、積極的なかかわりや具体的役割を担うことは現在、行われていないので、今後は児童相談所や家庭児童課などと連携した関わりが望まれます。</p>		
A⑭	A-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	b
<p><コメント></p> <p>○高校卒業後は退所（家庭復帰）となります。高校中退の子どもに対し、通信制高校卒業まで措置延長し、支援の継続が行われています。</p> <p>○高校卒業後も、必要に応じて措置延長や措置継続を行い、個別具体的な対応により公平な社会へのスタートが切れるように、退所に向けた自立支援の取り組みが期待されます。</p>		
A⑮	A-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○退所後の生活に向けて、携帯の契約習得、別棟施設の空部屋を利用して、子どもが単独の生活体験に取り組むことの検討が行われています。</p> <p>○施設は退所された方々が主体的にOB会を開催する際には、実習生宿泊施設を提供しています。</p> <p>○社会の自立に向けて、入所中から個別具体的な支援によるリービングケアを取り入れた養育に取り組むことが望まれます。また、退所者の状況把握や記録を整備することが期待されます。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑯	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
<p><コメント></p> <p>○行動上の問題は問題の背景を考えて話を聞き、感情的にならず見守ることを行っています。</p> <p>○グループ内で時間を設けて課題について話すことで、最終的に子どもが決断できるように話をしています。</p> <p>○子どもの立場に立った利用者アンケート等により、子どもの率直な気持ちを受容して受け止める取り組みが期待されます。</p>		

A⑰	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
<p><コメント></p> <p>○「1対1」の時間設定について、子どもによっては、職員との基本的な信頼関係の構築や愛着障害の改善が期待できます。遠慮して言えないことを聞き出すなど、触れ合うことによる効果を得ています。</p> <p>○子どもとの密度の高い時間を過ごす職員が、今後、子どもの状況に対し一定の裁量権を持って、柔軟に対応できる体制になるような取り組みが期待されます。</p>		
A⑱	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
<p><コメント></p> <p>○食事の場面では、子どもが主体的にしていることや、言葉かけで促し行えることは、さりげなく見守りを行っています。細かな干渉はせずできたときは褒めています。</p>		
A⑲	A-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p><コメント></p> <p>○施設には子どもの学習意欲を引き出し、適切な学習機会を確保することや、基礎学力の回復の支援、学習習慣を身に付ける等が行われ、学校との話し合いで教師の意見も入れて、子どもの能力に応じた支援ができるよう取り組んでいます。</p>		
A⑳	A-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
<p><コメント></p> <p>○日常生活を通して、お互い注意し合い、全体的な話し合いを行い、基本的な生活習慣を習得できるように支援しています。</p> <p>○子どもの発達段階に応じ、社会規範やルールを習得するための工夫や、意図的な関わり等が求められます。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A㉑	A-2-(2)-① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>○食事の準備、調理は厨房の職員が行い、年齢に応じた調理を提供されています。みんな揃っての食事です。それぞれの食卓で会話があり、和やかな雰囲気があります。食事中テレビは点けられていません。</p> <p>○クラブ活動等で遅く帰宅する子どもにはレンジ等で温めた食事が出されます。</p>		
A㉒	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>○子どもの嗜好調査を定期的実施し、献立の参考にしています。献立作成にあたっては発育に必要な栄養量を勘案するため、毎月、体重・身長からBMIを測定し、個人栄養量の管理のもと、食事を提供しています。</p> <p>一人ひとりの状況に応じた食事の提供に対応し、幼児の調理方法にも配慮がみられます。</p>		

A⑳	A-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a
<p><コメント></p> <p>○偏食の場合は、一緒に調理をすることや、嫌いな野菜等材料は少しずつ調理に取り入れるなど、無理なく改善するように指導しています。</p> <p>○発達段階に応じて、食器洗いや配膳、後片付けを習慣化することや、食材選び、調理方法、外食時のマナー等、食生活の習得や食育の積極的な取り組みが期待されます。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A㉑	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○子どもたちは季節に合ったものを着用しており、洋服は十分に確保されています。一括購入ではなく、2シーズンごとに購入を定めて、子どもは其々の好みの服を自由に選び、個性的に装っています。</p> <p>○幼児には職員が購入支援を行っています。靴は全員で洗う日を決めており、子どもは清潔で体に合ったものを履いています。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A㉒	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a
<p><コメント></p> <p>○周囲は景観地区で緑が多い所ですが、施設周囲の草や竹藪はきれいに刈り取られています。</p> <p>○女子棟、及び男子棟の居室は整理整頓されています。掃除は当番表に従います。個室を基本としていますが、全員に対応できていない男子棟もできるだけ個室を確保するように努めています。</p>		
A㉓	A-2-(4)-② 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a
<p><コメント></p> <p>○施設内及び居室のある食堂、リビングには禁止事項の張り紙等はなく、「・・・を守りましょう」の当番表や計画表が貼られています。</p> <p>○外出や学校から帰宅すると、リビングに集まって会話や学校のできごとを報告するなど、子どもの憩いの場になるように配慮がされています。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A㉔	A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○夜尿については、他の子どもに気づかれないように、みんなが起きた後に処理しています。必要であれば治療を支援します。</p> <p>○交通事故防止のため、日頃、また買い物に行ったときなど、左右の確認や交通ルールについて教えています。</p>		
A㉕	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>○日常的な健康管理は、体調が悪い場合は子ども自身が職員に報告して検温等を行います。幼児は職員が日頃の様子を観察し変化に対応するようにしています。</p> <p>○毎朝検温、食欲等、日常の健康状態をチェックするなど、平常の健康状態をきちんと把握する取り組みが望まれます。</p>		

A-2-(6) 性に関する教育		
A②9	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	c
<p><コメント></p> <p>○性に関する教育については、グループ会議、茶話会で話題にしています。外部講師を招いて全員で話を聞く機会が作られていますが、それ以上の検討はされていません。</p> <p>○担当職員の負担を軽減し円滑な性教育の実施を行うためには、年齢、発達段階に応じた、いのちの教育・性教育の検討を行い、カリキュラムを用意するなどの取り組みが求められます。</p>		
A-2-(7) 自己領域の確保		
A③0	A-2-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
<p><コメント></p> <p>○身につけるものは個人所有として、其々の収納スペースに保管されています。</p> <p>○日常的に使用する茶碗や箸、お湯呑みも個人用として使われています。一部の子どもは自分専用の好みのシャンプーを購入して使っています。</p>		
A③1	A-2-(7)-② 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	c
<p><コメント></p> <p>○退所時にはアルバムが手渡されていますが、現在は整理されていません。</p> <p>○アルバムを子どもと一緒に整理する過程で、子どもの生い立ちを振り返り、撮影当時の様子や職員の思いなどを子どもが聞く機会となるような取り組みが望まれます。</p>		
A-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A③2	A-2-(8)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>○暴力に対する対応は職員間で共有し、適宜専門家のスーパーバイズを受けており、児童相談所との相談等も行なっています。一人で対応せず、役割を決めて連携することが行われています。</p>		
A③3	A-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○入所後、一ヶ月は担当職員が専属で対応し、愛着関係の構築や無理なく他の子どもと馴染むように支援が行われています。また、子どものいる時間帯に合わせた職員配置を行っています。</p> <p>○子ども間のいじめや暴力等を生じさせない予防策や、発生した場合の対応策、問題克服に向けた対策等、あらかじめの体制を整えることが期待されます。</p>		
A③4	A-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a
<p><コメント></p> <p>○児童相談所から事前の情報を得て、様々な対策を考慮しています。学校、児童相談所との連携はもちろんのこと、状況に応じて、通学の付き添い、一時帰宅の許可をしないことや、警察に通報する手段も考えられています。</p>		

A-2-(9) 心理的ケア		
A⑳	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p>＜コメント＞</p> <p>○臨床心理専門家によるスーパービジョンを毎月1回受ける機会があり、心理ケアが必要な子どもへの対応が行われています。心理療法実施報告書を作成し、報告されており、心理療法の実績も記録されています。</p> <p>○子どもの自立支援計画の位置づけが不十分ですので、心理支援の実施と自立支援計画の支援関係が共有されるように取り組むことが望まれます。</p>		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A㉑	A-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p>＜コメント＞</p> <p>○自分の部屋や学習室でも勉強できるように環境を整えています。学校側と情報交換し学力に応じた学習支援を行っています。くもん等学習塾を利用して基礎学力の回復にも努めています。</p> <p>○職員は、宿題チェック表を確認し、宿題を忘れないように支援しています。また、障害のある子どもは支援学校や支援学級に通い、遠方では入寮して支援が行われます。</p>		
A㉒	A-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
<p>＜コメント＞</p> <p>○高校卒業後に進学を希望する子どものためにパンフレット等を渡して、費用等の説明を行っていますが、奨学金の活用や保護者等への働きかけ等は十分ではありません。</p> <p>○子どもの進路選択、自己決定にあたっては、十分な情報収集を行い、進路目標を自立支援計画に位置付けるなど、早い時期からの取り組みが望まれます。</p>		
A㉓	A-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
<p>＜コメント＞</p> <p>○支援学校は学校の紹介がありますが、近隣に職場体験を行う企業がなく、アルバイトが社会経験拡大の機会となっています。</p> <p>○収入を得て将来の自立に備えるため、高校生はアルバイト先を自身で探すことや、施設長から懇意にしている地元の郵便局を紹介して貰うなど、仕事を通じて社会経験の拡大に取り組んでいます。</p>		
A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉔	A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
<p>＜コメント＞</p> <p>○家庭支援専門相談員が配置され、家族からの相談があれば応じています。親と子どもの関係調整は主に児童相談所が対応し、家庭支援相談員は、市町村会議等に参加しての情報の共有化や連携活動を行っています。</p> <p>○施設に相談窓口を設けて、家族と子どもの関係調整の支援方針を明確にした支援体制の取り組みが期待されます。</p>		

A-2-(12) 親子関係の再構築支援		
A④⑩	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○家庭支援専門相談員は、児童相談所と市町村事業の「親子の絆再生事業」に参加しています。</p> <p>○親子関係の再構築に関しては、児童相談所や保護者の居住区市町村とも支援内容の共有・連携を図り、様々な家族支援に取り組むことが期待されます。</p>		
A-2-(13) スーパービジョン体制		
A④⑪	A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、施設の組織力の向上に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○毎月、心理職員及び職員は大学の心理学教授にスーパービジョンや個別の相談、助言を受ける体制があります。また、心理士も毎年研修を受けて支援技術の向上を図り、職員に対してスーパーバイザーとして会議等で相談・助言を行っています。</p>		